

市内 障害福祉サービス事業所等 管理者 様

船橋市 障害福祉課長  
療育支援課長  
指導監査課長

高齢者施設等でのクラスターの発生に伴う周知事項について（通知）

平素より本市の福祉行政の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてご尽力いただいているところではありますが、市内高齢者施設等でもクラスターの発生が止まらない状況です。

船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部より、これまでのクラスター発生事例に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止対策の周知依頼がありましたので、通知いたします。

つきましては、下記を参考として、事業所等内に限らず運営法人も含めた職員全体で改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について確認、共有、徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

今回特に再徹底をお願いしたい事項は、以下のとおりです。なお、これまでに周知している事項は、令和4年2月3日付け船指監第1539号「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底について」を参照してください。

(1) 健康観察の再徹底（原則：毎日）

①利用者等及び職員の検温結果、症状（風邪、下痢症状等）の有無について記録する。

※出勤日以外の日についても検温、記録を徹底してください。

②管理者等の責任者が健康観察の記録を確認し、陽性者が発生した際は速やかに健康観察記録簿を保健所へ提出する。

(2) 職員への注意喚起

①有症状（特に、喉の違和感等）の場合には、出勤しないことを徹底する。

②特に、昼食、休憩時にマスクなしでの会話をしないこと。

(3) 可能な限り職員をフロア（ユニット）に固定すること

①現状の感染拡大の状況においては、可能な限り職員をフロア（ユニット）に固定し複数のフロア（ユニット）への拡大を抑止すること。

②職種等により、複数のフロア（ユニット）での支援を行う場合には、健康観察の強化と感染拡大防止策等を図ること。

（４）食事の提供について

利用者等の食事は可能な限り時間帯、場所等を工夫する等、部屋食、小集団での食事とすること。

２．高齢者施設等でのクラスターの事例について

高齢者施設等でのクラスターの発生事例の多くは、職員が症状（のどの違和感、のどの痛み、咳、熱）があるのに出勤し、マスクができない入居者間で広まっています。また、その有症状の職員がフロア（ユニット）を移動していると更なる拡大が見られています。症状がある場合は、出勤を控えるようにしてください。

【この通知に関する問い合わせ】

船橋市福祉サービス部 指導監査課 指導監査第一係

TEL 047-436-2425 FAX 047-436-2139